

栗東市議会議長  
上田 忠博 様



陳情書第 4 号

令和 5 年 8 月 18 日

滋賀県保険医協会  
理事長 太田志朗

## 「健康保険証の存続を求める意見書」採択のお願い

常日頃、滋賀県民の医療や福祉の向上のためにご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

私たちは滋賀県で開業または勤務する医師・歯科医師 700 人の団体です。

さて本年 6 月 2 日、国会ではマイナンバー法の一部改正案が成立しました。これにより、マイナンバーカードに保険証機能を紐づけされたマイナ保険証を持つ患者さんが医療機関を受診されるようになりました。

しかし、連日報道されているように、マイナンバーカードによるトラブルが頻発しています。医療機関では設置されたカードリーダーにマイナ保険証を置いても、「資格なし」などエラーが出るケースが増加しています。そのため、滋賀県内の状況を把握するため、本会は 6 月上旬に「マイナ保険証トラブル緊急アンケート」を実施しました。

その結果、回答者の 6 割に「該当者なし」などのトラブルが「あった」と回答されました。問題なのはマイナンバーカードに他人の情報が入っていたケースも報告されました。患者さんが従来からの健康保険証も持参していた場合は、本人確認ができましたが、健康保険証がなければ「10 割負担となつた」事例も数十件ありました。10 割負担は事実上「無保険」と同じです。

すでに岩手県では 7 月 7 日、「健康保険証廃止の中止等を求める意見書」を採択されました（資料・見本意見書は別紙）。また東近江市でも 6 月 30 日に「マイナンバーカードシステムのセキュリティ管理の徹底とマイナ保険証の見直しを求める意見書」を採択され、自治体の採択は広がりつつあります。

医療が受けられなくなれば、命に直結します。

そこで貴議会で令和 6 年秋と言われる健康保険証の廃止について、9 月あるいは 12 月議会で、現在の「健康保険証の存続」を求める意見書を採択され、国に対して意見書を提出していただきたく、切にお願いいたします。

令和5年7月7日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣様  
総務大臣  
厚生労働大臣  
デジタル大臣

盛岡市内丸10番1号  
岩手県議会議長 五日市 王

### 健康保険証廃止の中止等を求める意見書

健康保険証の廃止により健康保険証を持てず、保険診療を受けられない人が生じないよう、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望する。

#### 理由

マイナンバーカードをめぐる問題が続出するなか、マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案が、令和5年6月2日の参議院本会議で可決、成立した。

マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証と一体化させることによって、マイナンバーカードの利用を国民に強制することにつながる重大な方針転換であるが、法案の可決後も個人情報に関わる問題などが次々と明らかになっており、充分な審議が尽くされたとは到底思えない。

健康保険証の廃止に対する反対の世論が高まるなか、共同通信社が実施した全国電話世論調査によると、現在の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一体化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計72.1%に上ったと報道されている。また、岩手県保険医協会が行った健康保険証の廃止に伴う高齢者施設等への影響調査によると、9割以上の施設で利用者のマイナンバーカードの管理ができないと回答している。

健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねず、政府の冷静な判断が求められる。

よって、国においては、健康保険証の廃止により健康保険証を持てず、保険診療を受けられない人が生じないよう、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望する。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書案 第一 号

健康保険証の存続を求める意見書（案）

政府は、令和6年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決・成立させました。

しかし、誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示される等、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。

滋賀県保険医協会が実施したアンケート調査（回答数134件）では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関115件のうち、74件（64.3%）が何らかのトラブルを経験しています。トラブルの内容として、他人の情報が紐づけられていたケースが3件ありました。誤紐づけによる投薬・診療情報の取り違えは、重大な医療事故につながりかねません。機微性の高い医療情報を他人が閲覧できる状態になっていたことは重大な問題です。また、保険資格が確認出来ず、窓口で10割負担となったケースが15件あり、経済的理由により受診が困難となることも懸念されます。

いつでもどこでもだれでもが安心して医療を受けられるように健康保険証の廃止は行わず、現在の健康保険証の存続を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣

総務大臣

法務大臣

デジタル大臣

衆議院議長

参議院議長

議会議長